

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

2016.10.14

JAL闘争を支える京都の会News No. 50

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX: 075-531-3856 E-mail: komai123@kfa.biglobe.ne.jp

JALの労働組合 勝利判決が確定！



高裁に続き 9月23日に

「JALは不当労働行為を行った」と最高裁でも決定！

最高裁決定を受けてJALは整理解雇問題の交渉を開始し、一日も早い解決を！

**11・10 JAL不当解雇撤回闘争
稻盛財団京都賞授賞式抗議宣伝行動へ！**

13:30~15:00 勝利するぞ！

左京区宝が池・国立京都国際会館前

9月23日最高裁判所から、JALの管財人が行った不当労働行為事件について、JALの上告を棄却・不受理とする決定が出されました。

この事件は、2010年11月16日の労使交渉において、整理解雇に反対し真摯な労使交渉を求めてストライキ投票を始めた乗員組合とCCU（キャビンクルーユニオン）に対し、企業再生支援機構のディレクターと管財人代理が、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は3,500億円の出資はできない」と発言した不当労働行為事件です。

東京都労働委員会、東京地裁、そして昨年の6月18日には東京高裁でも「不当労働行為」であるとの判決がだされました。会社（JAL）が最高裁判所に上告をしていました。しかし、今回の最高裁の決定で、2010年の大晦日に165名を整理解雇する過程で、JALの管財人が行った労働組合への介入行為が「不当労働行為である」ことが確定しました。

管財人によって行われた不当労働行為事件の後、2010年大晦日に165名の整理解雇が強行され、現在も職場復帰を求めて争議が続いている。管財人の発言が労働組合への「不当労働行為」であると断罪された今、JALは整理解雇問題の解決に向けて交渉を開始する必要があります。

2010年大晦日に整理解雇された165名が職場復帰できるよう、会社の英断を求める。そして稻盛和夫JAL名誉会長は今こそ、この解雇問題を全面的に解決すべきです。11・10抗議行動へ！

(ウラ面もご覧ください)